

少人数学級編成の早期制度化を求める意見書

今日、学校現場においては、不登校やいじめなどの課題が深刻化するとともに、障害がある子どもや虐待を受けた児童・生徒、国語指導など特別な支援を必要とする子ども等、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が求められている。

小学校における学級編成基準については、平成23年度の法改正により、小学校1年生の35人以下学級の実現が図られたものの、他の学年については、小学校2年生のみに加配措置が行われるにとどまっている。

和歌山県においては、小学校3年生から6年生についても、一学年2クラス編成までは38人以下学級、3クラス編成からは35人以下学級を実現しているが、標準法定数を超えて教員を配置せざるを得ない状況にある。また、平成25年度に小学校3年生になった子どもたちは、一部で学級編成が38人以下に見直され、これまでの少人数学級の推進に逆行することから、早急に制度としての全学年の少人数学級編成の実現が望まれている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、切れ目のない支援が必要であるが、日本の国内総生産に占める教育機関への公的支出の割合は、比較可能なOECD加盟国の中で最下位となっている。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、教育水準の維持向上を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 小学校2年生以上の学級編成について、少人数学級編成の早期制度化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長